

意見案第3号

2019年度北海道最低賃金改正と中小企業に対する支援の充実を求める意見書

(原案可決)

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.3万人と、給与所得者の24.7%に達しています。また、道内の全労働者233万人(内パート労働者67.5万人)の内、37万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

2010年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を5年連続で表記しました。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2019年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「2020年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「未来投資戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
2. 中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和元年7月3日

北海道恵庭市議会

北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長 宛各通

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書

(原案可決)

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「(地方の)一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は62兆7,072億円(前年比+1.0%)となり過去最高水準となりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実に行うこと。
3. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実に行うこと。
4. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、自治体への譲与額の見直しを行うこと。
5. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることから、その点を考慮すること。

6. 地域間の財源偏在性の是正のため、解決策の協議を行うこと。
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。
7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮すること。
8. 2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
9. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和元年7月3日

北海道恵庭市議会

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革男女共同参画） 宛各通

義務教育費国庫負担制度負担率 1/2 への復元、教育予算拡充に向けた意見書

(原案可決)

文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」(2026 年度までの改善予定数 18,910 人)として、2019 年度分 2,615 人増の要求を行いました。8 年間の教職員定数改善計画は実現されず、1,456 人の定数増にとどまりました。子どもたちへのきめ細やかな教育のためには、義務教育費国庫負担率の 1/2 への復元など、抜本的に教育予算を拡充することが必要です。

17 年 9 月に厚労省が発表した 2016 年の「国民生活基礎調査」では、18 歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は 13.9%、ひとり親世帯は 50.8%と、依然として 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあります。また、17 年 12 月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 15.43%と 7 人に 1 人、北海道においては全国で 6 番目に高い 21.64%と 5 人に 1 人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を 1/2 に復元すること。
2. 「35 人以下学級」の早期実現とともに将来的には「30 人以下学級」の早期実現にむけて、小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。
3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減に向け、教育予算の拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

令和元年 7 月 3 日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、総務大臣、文部科学大臣 宛各通